

○京都府立大学自己点検・評価に関する規程

(平成20年京都府立大学規程第20号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規則第1号）第2条第2項及び京都府立大学大学院学則（平成20年京都府立大学規則第2号）第2条第2項の規定により、京都府立大学（以下「本学」という。）の自己点検・評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己点検・評価の目的等)

第2条 本学の教育研究水準の向上と運営の適正化を図り、もって本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育、研究、交流活動等の状況について自己点検・評価を行い、認証評価機関や京都府公立大学法人評価委員会による評価への対応など、評価に関わる業務の遂行にあたる。

2 各学部、各研究科、事務局、教務部、学生部及び附属図書館（以下「部局」という。）並びに学内の各種委員会（以下「学内委員会」という。）は、自己点検・評価に努めるものとする。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

第2章 組織

(委員会)

第3条 本学に京都府立大学自己評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、本学における自己点検・評価の基本方針を審議するほか、次に掲げる全学的な自己点検・評価に関する事項を所掌する。

- (1) 実施計画に関する事項
- (2) 自己点検・評価項目の設定に関する事項
- (3) 自己点検・評価の実施に関する事項
- (4) 外部評価、第三者評価に関する事項
- (5) 自己点検・評価結果の報告及び公表に関する事項
- (6) その他自己点検・評価に関し必要な事項

(学部等委員会)

第4条 各学部及び各研究科等（以下「学部等」という。）は、当該学部等に係る自己点検・評価を実施するための組織（以下「学部等委員会」という。）を設置するものとする。

(組織)

第5条 委員会は、学長が任命する委員長の外、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 文学部、公共政策学部から選出された各1名の教員及び生命環境科学研究科から選出された2名の教員

(2) 企画課長、学務課長及び附属図書館事務長

2 前項に定める委員のほか、委員長が学長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

3 第1項第1号に掲げる委員は、所属学部又は研究科の長の内申に基づき、学長が任命する。

(任期)

第6条 前条第1項第2号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰するとともに、委員会の所掌事項を総括する。

(副委員長)

第8条 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

2 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第11条 委員会に、その業務を円滑に行うため、作業部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

2 部会に部会長を置き、第5条第1項第2号から第3号まで及び同条第3項の委員のうちから委員会の審議を経て委員長が指名する。

3 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(庶務)

第12条 委員会に関する庶務は、企画課において処理する。

第3章 自己点検・評価の実施

(自己点検・評価事項)

第13条 委員会は、本学全体に係る事項について、学長の諮問により又は自ら点

検・評価を実施するものとする。部局及び学内委員会は、委員会が実施する点検・評価に協力するものとする。

- 2 部局及び学内委員会は、当該部局又は学内委員会に係る事項について、自己点検・評価を実施するものとする。

(答申及び具申)

第14条 委員会は、点検・評価を実施したときは、その結果をとりまとめ、学長に答申又は具申する。

- 2 委員会は、答申又は具申する場合に改善すべき事項があるときは、その旨意見を付すことができる。

(点検・評価の公表)

第15条 委員会は、点検・評価を実施した事項につき、学長への答申又は具申後、その内容を公表（学外への公表を含む。以下同じ。）するものとする。

- 2 委員会は、学長への答申又は具申の前であっても、点検・評価を実施した事項について必要に応じその内容を公表することができる。

- 3 前2項の公表は、委員長と学長が協議の上、学長が教育研究評議会に提案し、その承認を得て実施するものとする。

(学部等委員会等との連携)

第16条 委員会は、学部等委員会、部局及び学内委員会と常に協議・連携するものとする。

- 2 委員会は、学部等委員会が点検・評価を実施したとき又は必要に応じ、学部等委員会に対し報告を求めることができる。

第4章 雑則

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、自己点検・評価の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月14日から施行する。